

## 長狭認定こども園 重要事項説明書

### 1. 施設の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	鴨川市
事業者の所在地	鴨川市横渚 1450 番地
事業者の連絡先	04-7092-1111
代表者氏名	鴨川市長 佐々木 久之

#### (2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	鴨川市立長狭認定こども園							
所在地	鴨川市松尾寺 4 1 7 番地							
連絡先	電話：04-7097-1502 FAX：04-7097-1502							
施設長氏名	高橋 望美							
開設年月日	平成31年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	10人	10人	10人	30人
	2号・3号	6人	12人	12人	15人	15人	15人	75人
	合計	6人	12人	12人	25人	25人	25人	105人

### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	6, 175.00 m <sup>2</sup>
	園庭	1, 122.00 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
	延べ	1, 409.28 m <sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	ひよこ組：0歳児クラス
ほふく室	1 室	りす組：1歳児クラス
保育室	4 室	(うさぎ組：2歳児クラス、すみれ組：3歳児クラス、ばら組：4歳児クラス、ゆり組5歳児クラス)
遊戯室、ホール	1 室	
調理室	1 室	
プレイルーム	1 室	時間外対応保育室として使用
事務室	1 室	医務室を含む

### (5) 職員体制 (令和8年5月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
(園長)	1 人	1 人	人	
(副園長)	人	人	人	
(主任保育教諭)	2 人	2 人	人	
(保育教諭)	11 人	7 人	4 人	
(教育補助員)	1 人	人	1 人	
(調理員)	1 人	人	1 人	
(用務員)	2 人	人	2 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9時00分～14時00分（5時間）
一時預かり	保育時間	朝：7時30分～8時30分 夕：14時00分～18時30分 土曜：7時30分～13時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日・県民の日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季（7月21日～8月31日）	
	冬季（12月24日～1月6日）	
	学年末・学年始休業日（3月25日～4月4日）  （*4月1日から同月4日まで（当該休業日に日曜及び土曜日がある場合にあっては、4月1日から起算して日曜日及び土曜日を除く4日間）をいう。）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	/
	保育短時間	7時30分～8時00分 16時00分～18時30分
開所時間	月～金曜日	7時30分～18時30分
	土曜日	7時30分～13時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

## (7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	給食費	1月あたり	5,500円
		1食あたり	275円
	絵本代		400～500円
その他	1号認定子どもの一時預かりに係る費用	月合計利用時間 1時間あたり	100円
	1号認定子どもの長期休業中一時預かりに係る給食費	1食あたり	350円
	2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用	月合計利用間 1時間あたり	100円

## (8) 支払方法

- ・ 保育料と給食費は、原則、口座振替をお願いします。
- ・ 振替日は月末です。ただし、12月は25日が振替日です。  
 ※月末や12月25日が休日等の場合は、翌営業日の振替となります。
- ・ 一時預かり利用料、延長保育料、絵本代等実費徴収に係る費用は現金での納付となります。

## (9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供します

認定こども園は、子どもの成長と発達段階に応じたカリキュラムのもと、人間として生きるための基礎となる力を身につけ、自己を形成していく場です。

- ・ 0歳児から5歳児の子ども達が自然の中で、友達や保育教諭と一緒に遊びを通して、学びや経験を重ねていきます。本園の教育・保育目標の「明るくやさしい子」「なかよく元気に遊べる子」「たくましく伸びる子」をもとに保育及び教育を計画します。

### ☆「遊び」を大切にしたい保育をします☆

こども園の生活は「遊び」中心の活動です。この時期に思い切り遊ぶことが、これからの生活に役立ち、「遊び」の中から多くのことを学んでいきます。

### ☆生活のきまりや遊びのルールを守る大切さを育てます☆

保育教諭や友達とかかわり、いろいろな体験をする中で、基本的な生活習慣や集団生活の仕方を身につけていきます。

### ☆社会性、主体性を育てます☆

友達と協力して遊びを行う時、友達に働きかけていくような体験も含めて自分と友達のかかわりがより確かに育っていきます。

### ☆いろいろな体験を通して心豊かな子どもを育てます☆

園生活での仲間、小学校との交流、地域の方々とかかわりを通して、いろいろなものや出来事との出会い、そこから多くのものを感じ取っていくような環境づくりをしています

### 《給食提供について》

- ・ 献立は、子ども支援課の栄養士並びに鴨川市全認定こども園が協議のうえ、決定した共通献立です。自園調理をして提供します。
- ・ 1歳未満の乳児には離乳食（中期、後期、完了期）を提供します。（個別献立）
- ・ 食物アレルギー児は、個別対応をします。（面談、個別献立等）

## (10) 年間行事予定

月	行事内容
(4月)	始業式・入園式・学級懇談会・新入園児歓迎会・いちご狩り
(5月)	こどもの日集会・さつまいも、夏野菜苗植え・むし歯予防教室・尿検査 聴力、聴力検査・園外保育・マチコミメール開封訓練
(6月)	ことばの検査(年長児)・内科健診、歯科健診・眼科健診・耳鼻科健診 ・交通安全教室・一年生との交流会・運動会
(7月)	七夕会・保育参観・引き渡し避難訓練・水あそび・プールあそび終業式 ・家庭教育学級・個人面談・夏季休業(1号認定)
(8月)	夏季休業(1号認定)・水あそび・プールあそび・夏野菜収穫
(9月)	始業式・園外保育
(10月)	さつまいも掘り・内科健診・修園遠足(年長児)
(11月)	園外保育・就学時健康診断(年長児)・体力作り習慣・七五三お詣り
(12月)	発表会・交通安全教室・クリスマス会・終業式・学級懇談会・家庭教育学級 冬季休業(1号認定)
(1月)	冬季休業(1号認定) 始業式・お正月遊び・こままわし大会 修了記念制作(陶芸教室)・一年生との交流(年長児)
(2月)	豆まき・おわかれ遠足・お店屋さんごっこ・体験入学(年長児) 新入園児親子面談・入園説明会
(3月)	ひなまつり集会・交通安全教室・終了証書授与式・修了式・学級懇談会 学年末休業(1号認定)

○その他の行事等は園だより等でお知らせいたします。また都合により、変更になる場合があります。

○誕生会・避難訓練・身体計測は毎月行います。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

<p>利用者の内定</p>	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の管理者が定めた選考方法による</li> </ul> <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が行う利用調整による</li> </ul>
<p>退園理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>・ 保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
<p>利用に当たっての留意事項</p>	<p>○登園・降園は、保護者の方の付き添いが必要です。お迎えに来る方や時間の変更があった場合は園に連絡をしてください。（必ず、保育室で職員に引き渡しをしてください）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠席する場合は理由を添えて9時頃までに連絡をしてください。</li> </ul> <p>○車での送迎の際は、園内の駐車場に駐車してください。駐車場に限りがあるため、送迎後は速やかに移動をお願いします。長時間の駐車はしないようご協力をお願いします。</p> <p>○保育中の病気について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 37.5度以上の発熱、また、嘔吐、下痢、顔色が悪い、ぐったりしている等の症状がある場合は連絡をさせていただきます。お子さんの状態によってお迎えをお願いします。</li> </ul> <p>○薬については、原則としお預かりすることはできません。</p> <p>○予防接種後は家庭保育をお願いいたします。</p>

### (12) 学校医

医療機関の名称	(名称) 鴨川市立国保病院
学校医名	(氏名) 小橋 孝介
所在地	(所在地) 鴨川市宮山233番地
電話番号	(電話番号) 04-7097-1221

### (13) 学校歯科医

医療機関の名称	(名称) 中嶋歯科医院
学校歯科医名	(氏名) 中嶋 正良
所在地	(所在地) 鴨川市前原242番地
電話番号	(電話番号) 04-7092-5511

### (14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

#### 【管轄する消防署】

消防署名	鴨川消防署
所在地	鴨川市横渚1393番地
電話番号	04-7093-2131

#### 【管轄する警察署】

警察署名	鴨川警察署
所在地	鴨川市横渚1465番地
電話番号	04-7092-0110

(15) 非常災害対策

防火管理者	主任保育教諭 小原 知子
消防計画届出年月日	令和8年5月12日
避難訓練	地震・火災(消火)・津波等の災害・不審者対応等、その他の危険発生を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、自動火災報知器・防火扉等を備えています。
避難場所	旧吉尾小学校校庭及び、園庭
緊急時の連絡手段	電話、マチコミメール、ホームページでの情報提供 等

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	(氏名) 小原 知子	(職名) 主任保育教諭
相談・苦情解決責任者	(氏名) 高橋 望美	(職名) 園長

【要望・苦情等への対応方法】

<p>要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。</p> <p>要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。</p>
--

(17) 賠償責任保険の加入状況

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの</li> <li>けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割の付加給付)の額【乳幼児医療助成により自己負担額が無い場合は1割の付加給付分のみ】</li> <li>高額療養費の対象となる場合は自己負担額に1割の付加給付分を加算した額</li> </ul>
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合(その程度により第1級から第14級に区分される)	4,000万円～88万円 (通園中の災害の場合、2,000万円～44万円)
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	3,000万円 (通園中災害の場合、1,500万円)
	運動などの行為に起因する突然死	3,000万円 (通園中災害の場合、1,500万円)
	運動などの行為と関連のない突然死(乳幼児突然死症候群など)	1,500万円 (通園中災害の場合も同額)

## (18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

## (19) その他保護者に説明すべき事項

○おむつを使用している方は、鴨川市指定ごみ袋「燃やせるごみ用45ℓ」を1袋（10枚入）をお持ちください。なお、お預かりしたごみ袋につきましては返却しませんのでご了承ください。

○内科健診については、園で受診できなかった場合、個人で受診していただきますのでご了承ください。（受診先は園医の鴨川市立国保病院です。）

○子育て支援事業（子育て支援室）を行っています。

- ・在宅で子育てをしている家庭を対象に遊んだり、子育てに関する相談や情報交換をする場を提供します。

○バス通園利用について

- ・長狭認定こども園に在籍する4歳児、5歳児（1号認定に限る）の対象児になります。
- ・路線バスを利用し、園の職員が乗車します。
- ・希望者は面談後、通園バス乗車申請書を提出をしていただき決定します。
- ・運行日は、長期休業日を除く登園日になります。

\*以下の場合、園までの送迎をお願いする場合があります。

（園行事 ・ 感染症流行時 ・ 悪天候時 など）